

IATF取得のための必須知識解説セミナー(ルール6準拠)

DQS Japan 2024.8.05

Simply leveraging Quality.

今回のセミナーの対象者

01

ルール6改訂の背景を 学びたい方 02

ルール6を最初から 勉強したい方 03

これからIATFを取得 しようとしている方

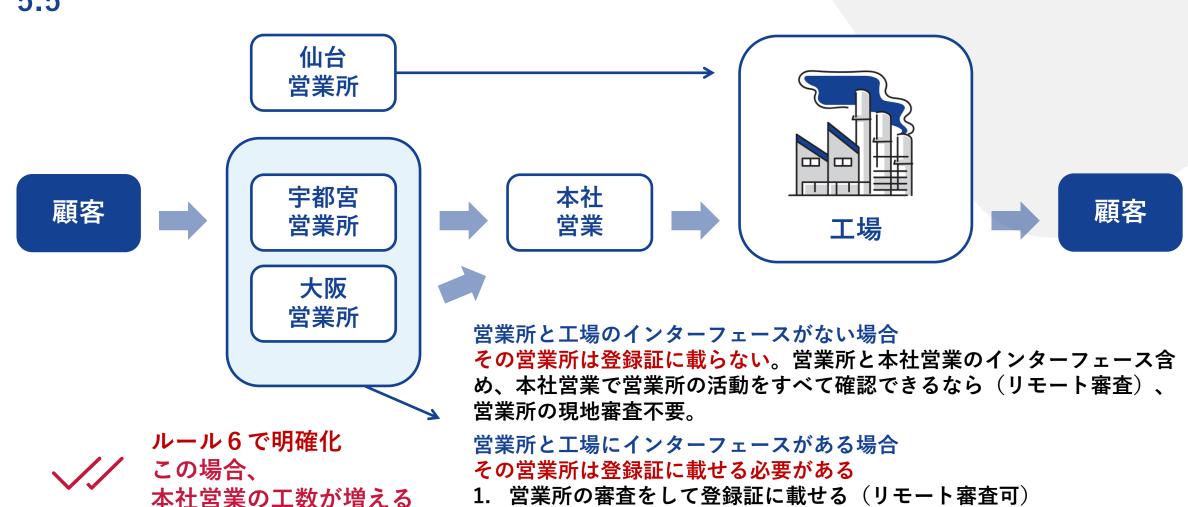
Agenda

01 DQSの紹介 P5~

03 IATFの 維持 P87~ 1ATF取得のための 準備 P11~

04 IATFのその他の ルール P101~

IATFを取得する際に、認証に含めなければならない拠点 5.5



2. 本社営業の審査で仙台営業所の人がリモートで参加して工場とのイン

ターフェースが確認できれば、仙台営業所に行って審査する必要はない。

4 | www.dqsglobal.com

a. 遠隔地支援機能及びそれが提供する支援に関する記述

IATF RL Function 体系一覧抜粋

RSL Function名 ※どちらか1つ選択。どちらでもよい	RSLとして記載すべき場合	RSLとして記載すべきでない場合
Aftersales	アフターセールスのみの営業所がある場合	アフターセールスが通常の営業活動の一部の 場合
Calibration	校正を行っており、17025の認証を取っている、 あるいは、内部試験所として登録されている場 合	校正がアウトソースされている場合
Contract Review / Sales ※	受注活動を行っている営業所が存在する場合	すべての書類を現場に送り、 完全な監査を受ける ことができる移動型営業マンがRLに存在する場合
Continuous Improvement	工場の継続的改善のみを行っているRSLの場合	継続的改善を行っているが、工場の継続的改 善のプロセスオーナーではないRSLの場合
Customer Service	CSは使わない方がよいが、組織が使いたいと言うのであれば使ってもよい。	
Distribution/Logistics / Warehouse **	別の住所に倉庫がある場合	同じ住所に倉庫があるが、別の建物の場合
Engineering	他の機能が当てはまらない場合のみ	他の機能の方がより適切な場合
5 www.dqsglobal.com		06.08.2024

製造事業所の移転

5.15





製造事業所が別の場所に移転



初回認証審査

12ヶ月のパフォーマンスデータが必要





既存のIATF取得 リモート支援事業所に移転



初回認証審査







既存のIATF取得 製造事業所に移転



特別審査又は 次回審査で確認

製造プロセスの審査

5.8.5

各審査では、すべての製造工程を審査しなければならない。 ただし、製造工程のシフトはサンプリングは可能。 各審査で、すべてのシフトを審査しなければならない。



製造プロセス名	稼働シフト	審査サイクル		
		初回、ステージ2、更新審査	サーベイランス審査1	サーベイランス審査2
成形	1, 2, 3	1, 2, 3	1	2, 3
熱処理	1, 2, 3	1, 2, 3	1, 3	2
溶接	1, 2	1, 2	2	1

	製造プロセス名	稼働シフト	審査サイクル		
			初回、ステージ2、更新審査	サーベイランス審査1	サーベイランス審査2
X	成形	1, 2, 3	1, 2, 3	1, 2	3
	熱処理	1, 2, 3	1, 2, 3	1, 2	3
dqs	溶接	1, 2	1, 2	1	2



審査時間に関するルール 5.2

1日8h (半日は4h):お昼休み、休憩、移動時間を除く

0	1日目 4 h	2日目 8h+1h (前回の不適合の 確認)	3日目 8 h	4日目 8 h
×	1日目 8h	2日目 8 h + 3h (前回の不適合の 確認)	3日目 8h	4日目 8 h
×	1日目 6 h	2日目 6 h	3日目 6h	4日目 6 h

10hを超えてはならない // ルール6で改定